

排水施設の寄附に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市内における排水施設の良好な維持管理を図るために市が受ける排水施設の寄附の条件及び手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用地 国又は地方公共団体が所有又は管理をする土地のうち、道路又は水路をいう。
- (2) 排水施設 雨水及び生活排水を排除するために設けられる排水管、排水渠、人孔等で公共下水道施設以外の施設をいう。
- (3) 公道 国又は地方公共団体が建設及び管理をし、道路法等の規制を受ける道路をいう。
- (4) 流末 雨水及び生活排水が最初に流下する一次放流先をいう。

(事前相談)

第3条 市に排水施設の寄附を行おうとするものは、排水施設の寄附相談書（第1号様式）を提出し、あらかじめ市長に相談するものとする。

(事前協議)

第4条 前条の規定による相談をしたものが市に排水施設の寄附を行おうとするときは、排水施設の寄附申出協議依頼書（第2号様式）に必要な書類を添えて提出し、あらかじめ市長に協議するものとする。

(現地調査等)

第5条 市長は、前条の排水施設の寄附申出協議依頼書の提出があったときは、当該書類の提出をしたもの（以下「申出者」という。）の立会いのもと、現地調査を行うものとする。

- 2 市長は、前項の現地調査を行った場合において、排水施設の寄附を受け入れるために補修等の必要があると認めるときは、申出者に当該補修等について指導することができる。

(寄附の条件等)

第6条 前条第1項の現地調査の結果、寄附の受入れを行うときは、次に掲げる条件及びその後の事務手続を申出者に通知する。

- (1) 寄附条件 寄附の申出に当たっては、別表第1及び別表第2の基準が満たされていること。
- (2) 費用負担 排水施設の寄附に係る一切の費用（前号に規定する寄附条件を整えるための排水施設の補修、清掃、登記手数料等の一切の経費をいう。）の負担は、申出者の全額負担とすること。

(寄附の申出等)

第7条 申出者は、前条第1号に規定する寄附条件を満たしたときは、排水施設の寄附申出書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の排水施設の寄附申出書の提出があったときは、その内容の審査及び現地確認を行い、排水施設の寄附の受入れの諾否を決定し、その旨を排水施設の寄附承諾・不承諾決定通知書（第4号様式）により申出者に通知し、当該排水施設の管理を引き継ぐこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。
(排水施設の採納に関する事務手続き要領並びに取扱い基準の廃止)
- 2 排水施設の採納に関する事務手続き要領並びに取扱い基準（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この基準の施行前に前項の規定による廃止前の排水施設の採納に関する事務手続き要領並びに取扱い基準第二の2の規定により現地調査の結果の連絡を受け、かつ、排水施設の補修を実施中又は補修が完了している場合については、なお従前の例による。
- 4 この基準の施行の際現に第2項の規定による廃止前の排水施設の採納に関する事務手続き要領並びに取扱い基準の規定により採納された排水施設及び前項の規定によりなお従前の例により採納された排水施設については、この基準の規定により寄附された排水施設とみなす。

別表第1

事務手続上の審査基準（土地の権利関係）

将来にわたり排水施設の良好な維持管理を行うため、次のいずれかの基準を満たしていること。

- (1) 公道、水路敷等公共用地であること。
- (2) 現況が道路の場合には、建築基準法第42条に定める道路であり、土地登記簿上の所有者全員の「土地占使用承諾書」が揃っていること。ただし、当該所有者が死亡している場合は、当該所有者の相続人全員の土地占使用承諾書を必要とする。
- (3) 前2号に規定する土地以外の土地の場合には、当該土地の地上部分に建築物、工作物等が設置されていなく、かつ、地下部分に区分地上権の権利設定登記を行うこと。

別表第2

排水施設の寄附に関する構造等の基準

- (1) 排水施設は、通常の維持管理を適切に行うため、正常に設置（埋設）されており、通水上支障がないこと。
- (2) 流末は、公共の排水施設であること。
- (3) 以下に定める構造上の基準を満たしていること。
 - ア 施設の構造は、人孔、管渠（原則として内径は250mm以上とすること。）、ボックスカルバート、鉄筋コンクリート柵渠、矢板であること。なお、矢板である場合は、別途協議すること。
 - イ 所定の設計荷重に適合した材質、構造であること。
 - ウ 管渠の最小土被りは、原則として1.0mであること。
- (4) コンクリート蓋については、原則として鉄蓋と交換すること。
- (5) 寄附する排水施設の状態については、管渠の状況調査を必ず申出者と市の双方立会いのもと行い、清掃及び補修その他必要な措置を講ずること。